

| | 事業目的 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助要件 |
|------------|---------------------------|--|------------------------|---|
| まちなか出店支援事業 | 空き店舗等を活用して中心市街地の商業集積を図る。 | 空き店舗等を活用して出店や起業を行うものや商店街団体が誘致したもののうち、中心市街地への集客を目的とし、事業の継続性が認められるもの | 店舗内外改装に係る経費、備品購入費及び広告料 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者は、開業後1年間、大分商工会議所が実施する経営サポートを受けること。 ・商店街団体の活動に積極的に参加すること。 ・おおむね10時から17時までの間において3時間以上、かつ、週5日以上営業を行うこと。 ・初めて商都復活支援事業を活用して出店する法人・個人であること。 ・店舗内外改装に係る経費が補助対象経費の50%以上であること。 |
| | 補助率 | 補助限度額 | 申請者 | 対象区域 |
| | 50%以内 | 1,000千円 1,500千円 | 事業者 商店街団体 | 大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北で国道197号以南の区域及び国道197号以北で県道大分港線以西の区域 |
| | 事業目的 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助要件 |
| イベント開催事業 | イベントを行うことにより中心市街地への集客を図る。 | 中心市街地への集客に効果のあるイベントを行うもの | イベントの開催に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が参加可能なものであること。 ・公共の場所又は公益に資すると認められる場所(屋外に限る。)において開催されるものに限る。 |
| | 補助率 | 補助限度額 | 申請者 | 対象区域 |
| | 3分の2以内 | 1の事業につき800千円(一の団体につき1年度当たり2,400千円を上限とする。) | 商店街団体 事業者 | 大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、国道10号以北の区域 |

| | 事業目的 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助要件 |
|----------------------|--|--|------------------------|---|
| 広域連携 イベント 誘致事業 | イベントを行うことにより中心市街地への集客を図るとともに、交流人口の拡大を図る。 | 中心市街地への集客及び交流人口の拡大に効果のあるイベントを行うもの | イベントの開催に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が参加可能なものであること。 ・公共の場所又は公益に資すると認められる場所(屋外に限る。)において開催されるものに限る。 |
| | 補助率 | 補助限度額 | 申請者 | 対象区域 |
| | 3分の2以内 | 1の事業につき 800千円(一の団体につき1年度当たり2,400千円を上限とする。) | 市外の商店街団体又は市外に住所を有する事業者 | 大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、国道10号以北の区域 |